

県連絡協議会への登録について(解説)

	鹿児島県ソフトボールスポーツ少年団連絡協議会	日本ソフトボール協会（登録規程）
① 団・団員の登録	<p>スポーツ少年団に登録したチームであること。</p> <p>地域に根ざした活動をするために、校区の少年団へ登録する。</p> <p>校区に少年団がない場合は、自宅から近い少年団へ登録する。</p> <p>転校以外の理由による団員のチーム移籍は出来ない。</p> <p>転校の場合、6年生に限り、残留を認める。(チーム分離登録時にも適用)</p> <p>新入団員の登録は、その都度、地区事務局へ連絡する。</p>	<p>同一都道府県内に居住又は在学する小学生によって編成されたチームであること。</p> <p>準指導員以上、又は暫定講習受講者が在籍すること。</p>
② 新年度の合併登録	<p>①9名に満たないチーム同士が、1年間、合併して登録する。</p> <p>②上記が1チームの場合は、単独チームとの合併を検討する。</p> <p>地区会長は、団員が日常的に活動出来るよう配慮した合併へ導いて下さい。</p> <p>地区代表者会で協議して、県役員の承認を得る。</p> <p>年度途中の合併・分離は、出来ない。</p> <p>★県連絡協議会登録とソフトボール協会登録は、同一のものとする。</p>	<p>同一チーム種別内での二重登録は出来ない。</p> <p>年度途中の移籍は、出来ない。</p> <p>追加・抹消・変更届は、直接、県協会へFAXする。</p> <p>トレーナー1名のベンチ入りを認める。(熱中症等予防対策)</p>
③ 春季大会の合同	<p>①5年生以下が9名未満同士の合同を地区で検討する。</p> <p>②上記が1チームの場合は、単独チームとの合同を検討する。</p> <p>地区代表者会で協議して、県役員の承認を得る。</p> <p>勝利至上主義的な合同チームは認めない。</p>	<p>最上級生が抜けて、9名以下となったチームと10名以上のチームとの合同参加を認める。</p> <p>10名以上選手がいるチーム同士の合同は認めない。</p> <p>優秀な選手を選抜した、勝利至上主義的な合同チームであってはならない。</p>
④ 県ちびの連合	<p>県ちびに単独で出場できないチームの救済措置</p> <p>①9名未満同士の合同出場を地区で検討する。</p> <p>②上記が1チームの場合は、単独チームとの連合を検討する。</p> <p>地区代表者会で協議して、県役員の承認を得る。</p> <p>勝利至上主義的な連合チームは認めない。</p>	

●少子化等により統合された小学校には複数のチームが存在することになりますが、代表指導者間で協議して一つのチームになることが望ましい。